

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第一条の規定によつて、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤田雄山

### 一 試験の日時

#### 1 学説試験

平成二十年二月二十八日（木）午前九時三十分

#### 2 実地試験

平成二十年二月二十九日（金）午前八時五十分

### 二 試験の場所

#### 1 学説試験

広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁

#### 2 実地試験

広島市南区霞一丁目二番三号 広島大学歯学部

### 三 試験の方法

#### 学説試験及び実地試験

### 四 試験科目

#### 1 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復工学、矯正歯  
科技工学、小児歯科技工学、関係法規

#### 2 実地試験

歯科技工実技

### 五 受験資格

#### 次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校や厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 2 歯科医師国家試験や歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 3 外国の歯科技工士学校や歯科技工士養成所を卒業した者又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記1又は2に掲げる者と同等以上の知識と技能を有すると認めたもの

### 六 受験の手続

#### 1 願書の提出期間及び受付時間

平成二十年一月十八日（金）から平成二十年一月二十五日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く（郵送の場合は、平成二十年一月二十五日までの消印があるものに限り受け付ける。）。

受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

2 願書の提出先

広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（〒七三〇一八五一一 広島市中区基町一〇番五二号）

3 提出書類

(一) 受験願書

履歴書

(三) 受験資格を証明できる次の書類

(1) 前記五一に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込者は、卒業の日から三日以内に改めて卒業証明書を提出すること。）

(2) 前記五二に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明できる書類

(3) 前記五三に該当する者は、外国の歯科技工士学校や養成所を卒業したこと又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証明できる書類

(四) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の写真で縦六センチメートル、横四センチメートルのものを広島県が交付する写真票の定められた位置にあること。）

七 受験手数料

三万六千円

この手数料は、三万六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた位置にはつて納めること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

次の二つの要件を満たす者は、この受験の手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の2の手帳とその写し（身体障害者手帳・療育手帳は広島県の証明印のあるページの写し、戦傷病者手帳は発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を広島県福祉保健部保健医療局医務看護室へ持参すること（代理人の持参も可）。

- 1 広島県内に住所のある者
- 2 身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳を所持する者

八 その他

- 1 受験願書と履歴書の用紙は、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室で交付する。  
郵便で請求する場合は、八十円切手をはつた、あて先明記の返信用定形封筒を同封すること。
- 2 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- 3 合格者の発表は、平成二十年三月二十八日（金）に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（電話「〇八二二一五二三一三〇五六〔ダイヤルイン〕）すること。